

広報 しろい

NO. 187

3

50年

編集と発行白石市役所総務課・宮城県白石市字桜小路35Tel(5)2111-989-02昭和35年11月7日第三種郵便物認可 1部2円

史蹟をたずねて(完)



瓶ヶ盛古墳

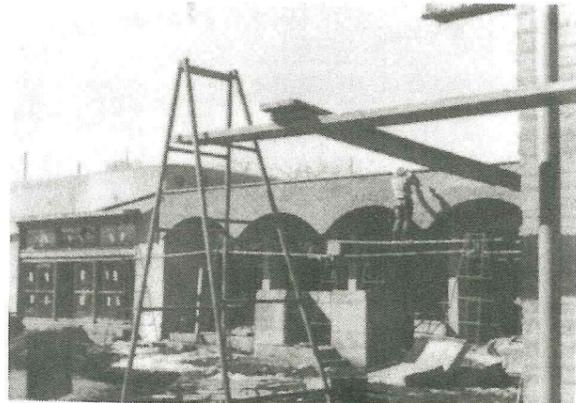
街の話題

「もうすぐ開園深谷保育園」

福岡深谷妙見堂地内に鉄筋コンクリート平家建（総工費 3,170万円）の近代的保育園が誕生しました。

保育室2部屋、3才未満児室1部屋に遊戯室を備え、子供達の大好きなブランコ、すべり台、ジャングルジムを設置して、4月開園を旨として、急ピッチに工事が進められています。

春の日を一杯に受けて、元気に跳びまわる60名の園児の姿が見えるのも間近です。

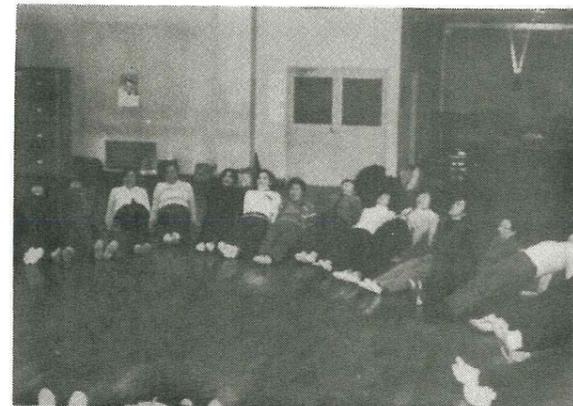


街の話題

「ママさんスポーツ教室」

「ママさんバレー」「美容教室」など、いわゆる主婦の体力づくりが、盛んになってきてはいるものの、30代から50代の人達は、活発に動くことは不可能です。

若さと健康をたもつため、市教委主催のもとに、市内各地区から参加した主婦35人が、仙台大学講師の指導により、汗をかいて大奮闘.....



街の話題

現在考古学は、日進月歩で古代史は書きかえられつつある。「宮城県遺跡地名表」によると、白石市には一九三もあり、断然県内随一の多数を誇っているが、それらの遺跡の筆頭が、表紙写真の瓶ヶ盛古墳で宮城県有形文化財の指定を受けている。

寿山にあるこの全長五六mの大型前方後円墳は「鷹巣四十八塚」と言われる古墳群の主墳で最も早く造られ、刈田郡一帯を支配した豪族の墓である。これを掘ると「家がつぶれる」等の口碑・伝説があり、古くは宝永五年（一七〇八）鎌先湯治中の五代藩主伊達吉村が寿山別邸に住んでいた祖母鑑照院（片倉三代景長夫人）に面会した後にこの古墳を見る（史料篇下二九七頁ほか参照）など、古墳群の存在は周知の事実だった。

史蹟をたづねて (完)

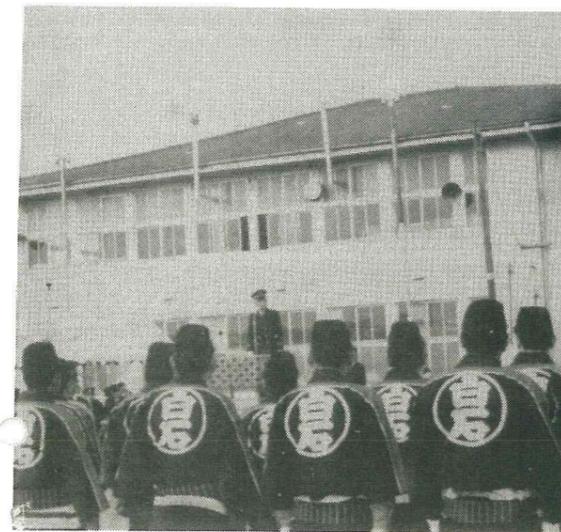
瓶ヶ盛古墳 白石市史編纂委員 飯沼寅治
最近、刈田郡建置（七二一年）の頃と思われるこの大型古墳は、後円部が大きく高く前方部が短小で低い帆立貝式古墳で、出土する円筒埴輪や鶏形埴輪などから見て、五世紀後半の築造と判明した。実に、穴居狩猟の蝦夷時代と思われるのに、二〇〇年以上も前に水稲鉄器文化の地方政権があった事に。しかも、此の豪族は、宮城県全体より広く支配していた仙台市中田の「雷神山古墳」の主の勢力下にあったのである。考古学の発達によって、こんな歴史の書換えが、白石でも次々と起っている現状である。

生活の一部にしよう火の元点検 春の火災予防運動実施中

二月二十八日～三月十三日

春の火災予防運動が二月二十八日～三月十三日まで、全国的に繰りひろげられます。この火災予防運動は、これからの火災多発期をむかえ、市民ひとりひとりの防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故を防ぐことを目的に行われるものです。

火は人間の生活になくてはならないものです。でもその取扱方法をまちがえると、一瞬にして幸福を破壊することになりかねません。 「これくらい火なら」という気持ちや、あとでとりかえしのつかない原因になります。 みんなで注意し、火事のない街にしましょう。



- 避難できやすい所に 子どもと老人は... サイレン吹鳴・半鐘打鐘 三月十二日午前七時... 信号区分 演習召集信号(三分間)

「家庭防火点検」さあ今すぐ再点検を...

Table with 3 columns: Item, Check Item, Good/Bad. Rows include Stove, Fire Extinguisher, Electrical Wiring, Fire Alarm, and Fire Extinguisher.

あなたの一票が 郷土の未来をひらきます

県議会議員投票日 4月13日
市議会議員投票日 4月27日

四月十三日は県議会議員選挙、二十七日には市議会議員の選挙が行われます。地方自治を實際に運営していく上で一番身近な選挙で、直接私達の生活にはなにかえってきます。四月一日県議会議員選挙告示、続いて十七日市議会議員選挙の告示が行われ、激しい選挙戦が予想されますが、投票日には必ず投票して、あすの郷土づくりのために、みんなで正しい一票を投じましょう。

四月二十九日任期満了となる宮城県議会議員の選挙並びに白石市議会議員の選挙を「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定の適用を受けて、宮城県議会議員の選挙は四月十三日（告示四月一日）、白石市議会議員の選挙は四月二十七日（告示四月十七日）に執行することになりました。

立候補届出期間は、県議会議員選挙は四月一日、二日。市議会議員選挙は四月十七日、十八日のそれぞれ二日間です。私たちが、主権者としての自覚と誇りをもって、明るく、そして清らかな選挙で、立派な代表者を選び、市政、県政の場に市民の真の声を反映させ、市民

四月二十九日任期満了となる宮城県議会議員の選挙並びに白石市議会議員の選挙を「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定の適用を受けて、宮城県議会議員の選挙は四月十三日（告示四月一日）、白石市議会議員の選挙は四月二十七日（告示四月十七日）に執行することになりました。

投票のできる人

投票するためには、選挙人名簿に登録されている人（選挙人名簿に登記されていない人）を除く。選挙人名簿に登録されている人（選挙人名簿に登記されていない人）を除く。

できない人

選挙人名簿は永久選挙人名簿とあって、一度登録されると、転出したり、死亡したりしない限りいつまでも登録されています。新たに選挙権を得た人については、毎年九月一日現在で定時登録を行い、また、選挙のあるときには選挙時登録、更に脱落者については補正登録を行う必要があります。

今回の選挙に

投票できる人

1. 県議会議員選挙において投票できる人
(1) 昭和三十年四月十四日までに生れた人
(2) 昭和四十九年十二月十七日までに転入届をして引続き白石市に住んでいる人
(3) 選挙人名簿に登録されている人で、県内の他の市町村に住所を移した人（住所移動一回に限る）は、白石市で投票することができます。
(昭和四十九年十二月十三日以後の県内転出者に限る)

投票できないお年寄り

ど、投票する資格のある人を漏れなく登録する仕組みになっています。この選挙人名簿は、市役所（出張所）の住民基本台帳を基につくられていますので、住民基本台帳に登録されていない人は、選挙人名簿にも登録されていませんので投票もできません。従って住所等に異動があった方はその手続をなさないで選挙人名簿に登録されないことがありませんから注意して下さい。

目の不自由な人

代理投票ができます。代理投票とは、その選挙人に代って代理者が投票するのではなく、選挙人が直接投票所に行き、投票用紙を提出し、投票用紙に投票する人です。選挙人が直接投票所に行き、投票用紙を提出し、投票用紙に投票する人です。

投票日だけでなく

仕事の都合や、出張、旅行、病気などの事情で投票日に投票できない人は、告示の日から投票日までの間に、投票用紙を提出し、投票用紙に投票する人です。

票日の前日までの間に不在者投票ができます。

公職選挙法は難しく、選挙運動を敬遠しがちですが、誰にも出来る選挙運動の方法、注意等について選挙管理委員会に伺ってみました。

選挙運動ができるのは、その選挙期日が告示された日から投票日の前日までです。誰でもできると言っても、国家公務員や地方公務員、その他特定の人は法律で政治活動（選挙運動も含まれる）等が制限されますので、ご注意ください。

▽誰でもできる選挙運動△

- 一、検印を受け、または証紙を貼った候補者の選挙運動用ポスターを掲示すること。
- ア、候補者や運動員から頼まれて自宅に掲示することは自由になります。
- イ、候補者や運動員から頼まれて知人等の家にポスターを掲示してもらうこともできます。

(注意)

⑦ 他人の扉や建物に掲示するときは、その居住者、管理者の承諾を受けることが必要です。

① 公共の建物には掲示出来ません。

② 公共営造物、橋りょう、電柱、公営住宅等に掲示するときは、管理者の承諾を受けて下さい。

二、選挙運動用として表示を受けた葉書を候補者からもらって知人等に推薦状を出すことは出来ません。

三、選挙運動用として表示を受けた葉書に推薦人として名前を出すことは出来ません。

四、法定の新聞広告に推薦人として名前を出すことは出来ません。

五、個人演説会で応援演説をする場合は、街頭演説で応援演説をすることは出来ませんが、規定の腕章をつけて下さい。

七、幕間演説をすることは出来ませんが、選挙に関する各種の会合等で休憩時間に、ちょっとした間を利用して選挙運動のための演説をすることは出来ます。

八、電車やバスの中あるいは道路上で、知人等に出あったときに、その機会を利用して投票を依頼することは出来ません。

九、電話により投票を依頼することも出来ます。

▽禁止される選挙運動△

一、事前運動

公職選挙法において、選挙運動は、立候補の届出があった日からでなければならず、それが出来ない事になっています。それ以前に行う事は事前運動として禁止されています。

事前運動とは、立候補の届出前に行う一切の選挙運動であり、買取や戸別訪問等選挙運動期間中も禁止させる行為は勿論の事、個々面接とか電話による選挙運動のような選挙運動期間中なら出来る行為であっても、これを届出前に行えば事前運動となります。

二、選挙事務関係者の選挙運動
投票管理、開票管理及び選挙長は在職中、その関係区域内で選挙運動が出来ません。

三、特定公務員の選挙運動は出来ません。

四、法令により制限される公務員の選挙運動
(1) 一般職の国家公務員
(2) 一般職の地方公務員
(3) 地方教育公務員
(4) 公務員等の地位利用の選挙運動
五、教育者の地位利用の選挙運動
六、未成年者の選挙運動
七、選挙犯罪によって選挙権を失った者の選挙運動

よび被選挙権を停止されている者の選挙運動
九、構造上開閉できる車の上面、側面、後面開放のまま走行使用すること。

十、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物の提供
十一、戸別訪問
十二、署名運動
十三、氣勢を張る行為
十四、休憩所その他これに類する設備
十五、特定または匿名の寄附

十六、候補者の選挙区内の者に於ける寄附
十七、選挙期日後の当落に関するあいさつ行為
十八、投票当日の選挙運動
十九、個人演説会、立会演説会以外の演説会
二十、第三者の行う合同立会演説会
二十一、歩きながらの演説
二十二、夜間（夜八時から朝七時まで）の街頭演説
二十三、特定の建物及び施設における演説及び連呼



市民こそって、「選挙をきれいにする運動」に参加し、来るべき統一地方選挙（県議選四月十三日、市議選四月二十七日）をはじめ、今後の選挙すべてにおいて、白石市は選挙違反のない、金のかからない、明るいきれいな選挙を全国に先がけて、実現するように、全市民一丸となって邁進しましょう。

選挙をきれいにするために

民主政治の健全な発展を期するためには、選挙が明るくきれいに行われることが大切です。しかし、最近における選挙の実態は、選挙のルールが守られず、金がかかりすぎる状況にあることはまことに遺憾に思われます。

選挙を明るくきれいにするためには、政党並びに候補者及び選挙運動にたずさわる人達の良識ある行動が望まれ、また、市民も一人一人が主権者としての自覚をたかめ、高い選挙道義を身につける必要があります。そのためにはどうすればよいでしょうか……

選挙をきれいにするためには

選挙をきれいにする 市民運動推進月間

3月1日
4月30日



1. 議会制民主政治を守るために、その基盤である選挙をきれいにし、金がかかりすぎないようにするために、有権者は、主権者としての自覚と政治意識の高揚に努め、選挙に対する意識を高める。
2. 金のかからない選挙を実現するために、政治に携わる者あるいは、候補者並びに選挙運動関係者は、襟を正して選挙のルールを守る。
3. 買収、供応などの悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃し選挙の姿勢を正す。

山は呼んでいる 白石スキー場

家族ずれで大賑い

南蔵王白石スキー場は、山岳スキーヤーの間で親しまれてきた不志山（一、七〇〇）の中央腹東北斜面に開けたスキー場で、安定した積雪と良質の粉雪に恵まれています。

オープンして六年目、日帰りスキーを楽しむ市内の家族連れで賑わっています。

ゲレンデは五本のコースと二

カ所のエプロン（広場）があります。基点になる京成ロジ前の第一エプロンは、八度の緩斜面で、子供や初めてスキーをはかれる方にも最適です。初心者は、斜面になれたら一〇〇のロープトウを使ってみると楽しいです。この左側に第二エプロンがあり、子供専用のソリコースがあります。けっこう大人も楽しんでおられます。第二リフト終点を左に大きく迂回してスキー場最南端に滑るAコースは、このスキー場で唯一の中級者向きです。第三リフトの終点から、左へおるとBコースで、最大斜度三十八度のカベ、ギャップの多い中斜面です。右へおると中央コースがあり、上部は最大



↑賑わう白石スキー場

三十七度もあるが、下にいけば緩斜面が続いています。共にテックニクを要しますので、上級者に好まれます。

なお、初心者からベテランまであなたに合った滑り方をコーチしています。

車でこられる方には、五百台収容できる駐車場を設置しています。

バスを利用される方は、駅前八時五十分の白石スキー場行きが便利です。

(7) ミニ広報 郵便による不在者投票制度創設……詳しくは選管へ

図で見る わかりやすい選挙

自由に出来る



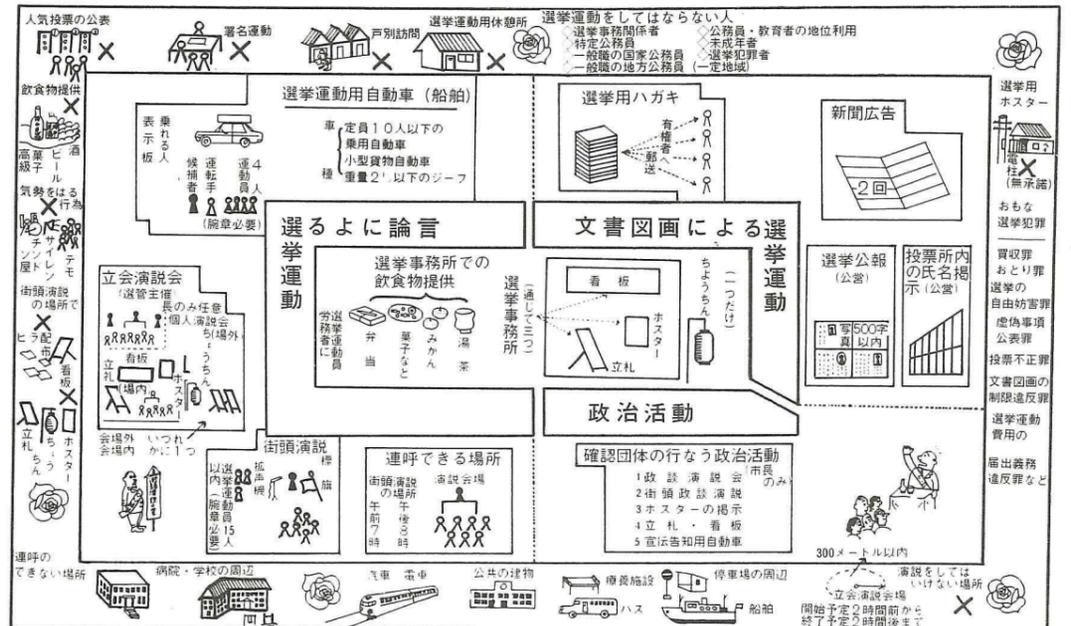
幕間演説



個々面接



禁止・制限を受ける



三、選挙運動用通常葉書以外の文書図画の頒布。

三六、法定のポスター、立札、ちようちん及び看板の類以外の文書図画の掲示

三七、アドバリン、ネオンサインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等

三八、演説会場で使用する立札、看板等を運搬中、故意に回覧すること。

三九、著述演芸等の広告その他の名義をもってする文書図画の頒布または掲示

四〇、見舞状、その他これに類似するあいさつ状の選挙区内への頒布または掲示

四一、選挙運動用通常葉書を郵便によらず通行人に頒布すること。

四二、選挙運動用通常葉書の他人への譲渡

四三、選挙期日後における自筆の信書及び答礼の信書以外の文書図画の頒布または掲示

以上が禁止されている選挙運動です。その他の方法で行う選挙運動にも種々制限がありますので注意が必要です。

なお、詳しいことは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

(6) ミニ広報 白石市の有権者数 男13,550人 女15,102人 計28,652人 (49.9.10現在)

おしらせ

●●● 健康カレンダー ●●●

3.3	健康相談日	9:30~12:00	白石市役所	白石地区の方
4	健康相談日	9:30~11:30	越河出張所	越河地区の方
4	健康相談日	13:30~15:00	斎川出張所	斎川地区の方
5	健康相談日	9:30~11:30	白川出張所	白川地区の方
6	3カ月児検診	13:00~13:10	白石保健所	昭和49年11月1日~30日までの出生者で越河・斎川・大平・大鷹沢・白川・福岡小原地区の方
7	成人病検診	13:30~14:00	大鷹沢出張所	大鷹沢地区の方
10	成人病検診	13:30~14:00	小原元診療所	小原地区の方
10	保健栄養講習会	9:30~14:00	下戸沢公会堂	小原地区の方
11	妊婦相談	13:00~13:10	市民会館	2月届出の方
12	12カ月児検診	13:00~13:10	市民会館	昭和49年2月出生者
13	3カ月児検診	13:00~13:10	白石保健所	昭和49年11月1日~30日までの出生者で白石地区の方
14	健康相談日	9:30~11:30	大鷹沢出張所	大鷹沢地区の方
14	健康相談日	13:30~15:00	大平分室	大平地区の方
17	成人病検診	13:30~14:00	白川公民館	白川地区の方
19	成人病検診	13:30~14:00	犬卒都婆集会所	白川・大鷹沢地区の方
19	健康相談日	9:30~11:30	福岡分室	福岡地区の方
20	6カ月児検診	13:00~13:10	市民会館	昭和49年9月出生者で白石地区の方
25	3才6カ月児検診	12:30~13:00	白石保健所	昭和46年9月1日~30日までの出生者
26	健康相談日	9:30~11:30	小原元診療所	小原地区の方
27	6カ月児検診	13:00~13:10	市民会館	昭和49年9月出生者で越河・斎川・大平・大鷹沢・白川・福岡・小原地区の方

おしらせ

健康を守る第7条



おしらせ

3月の休日当番医

2日	水野医院⑤2735	刈田病院⑤2145
9日	加藤(同)医院⑤2001	朝倉病院⑤2101
16日	引地医院⑤2036	刈田病院⑤2145
21日	祝 柿崎医院⑤2210	銭谷医院⑤2010
23日	亘理医院⑥3355	宮城医院⑤2062
30日	大沼医院⑤2502	加藤(大)医院⑥2653

勤労青少年ホーム

日本舞踊 3.10.17.24	ギター 1.8.15.22
茶道裏千家 4.11.18.25	民謡 7.14.28
料理 4.11.18.25	リボンフラワー 6.13.20.27
華道池坊 6.13.20.27	社交ダンス 6.13.20.27
華道小原流 7.14.28	ピンポン 11.13.18.20.25.27
和裁 1.8.15.22	剣道 3.10.17.24.31

ミニ広報

白石市の人口2月1日現在9.879世帯 男20.111人 女21.279人 計41.390人

(10)